

【海外統計制度研究資料】 No. 1

2007年韓国統計法

法律第8387号

2007年4月27日 公布
2007年10月28日 施行

翻訳者 吉田 央（東京農工大学）

2008年9月

法政大学日本統計研究所

2007年韓国統計法

法律第8387号

2007年4月27日 公布
2007年10月28日 施行

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、統計の作成・普及及び利用とその基盤構築等に関して必要な事項を決めることにより、統計の信頼性と統計制度運用の効率性を確保することを目的とする。

第2条（基本理念）

①統計は各種意思決定を合理的に遂行するための公共資源として社会発展に寄与することができるように作成・普及及び利用されなければならない。

②統計は、正確性・時宜性及び一貫性を確保することができるように科学的な方法に従って作成されなければならない。

③統計は個人や法人または団体等の秘密が保障される範囲内で広く普及・利用されなければならない。

第3条（定義）

この法で使う用語の定義は以下の通りとする。

1. 「統計」とは、統計作成機関が政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に活用する目的で産業・物価・人口・住宅・文化・環境等特定の集団や対象等に関して直接または他の機関や法人または団体等（以下「機関等」という）に委任・委託して作成する数量的情報をいう。ただし、統計作成機関が内部的に使う目的で作成する数量的情報等大統領令で定める数量的情報は除く。

2. 「指定統計」とは、第17条によって統計庁長が指定・告示する統計をいう。

3. 「統計作成機関」とは、中央行政機関・地方自治団体及び第15条によって指定を受けた統計作成指定機関をいう。

4. 「統計資料」とは、統計作成機関が統計の作成のために収集・取得または使用した資料（データベース等電算資料を含む）をいう。

第4条（国家等の責務）

①国家及び地方自治体は、この法の目的と基本理念を具現するために必要な政策を樹立・施行しなければならない。

②統計庁長は、統計が社会発展に貢献するよう、統計に関する事項を総合的に調整・整備し、統計の作成・普及及び利用を拡大することができる措置を講じなければならない。

③統計作成機関の長は、統計の作成のために質問を受けたり、資料提出等の要請を受けて返答したり、資料提出等をする個人や法人または団体等（以下「統計応答者」という）の負担を最小化し、秘密が保護されるように努力しなければならない。

④統計作成機関の長は、統計の作成または普及に関する事務に携わる者（以下「統計従事者」という）の交流、統計作成技法の共同研究と開発及び統計資料の共有等のためにお互いに協力しなければならない。

第5条(他の法律との関係)

- ①統計の作成・普及及び利用に関して、他の法律に特別な規定がある場合を除きこの法で定めるところによる。
- ②関係行政機関の長は、統計の作成・普及及び利用に関する事項を内容にする法令を制定・改正または廃止しようとする時には、あらかじめ統計庁長と協議しなければならない。

第2章 統計の作成・普及及び利用基盤構築

第6条(統計責任官の指定及び運営)

- ①統計作成機関の長は所管統計の作成・普及及び利用に関して次の各号の事務を総括させるため所属職員の中から統計責任官を指定・運営しなければならない。この場合、指定対象者の範囲は大統領令で定める。
 1. 統計作成機関及び所属機関の統計業務の総合・調整及び品質管理に関する事務
 2. 他の統計作成機関との協力に関する事務
 3. その他所管統計の作成・普及及び利用に関する事務
- ②統計作成機関の長は、統計責任官を指定または変更した時には遅滞なく統計庁長に知らせなければならない。

第7条(統計作成機関の要員及び予算確保)

- ①統計作成機関の長は、統計の作成及び普及に必要な要員と予算を確保するように努力しなければならない。
- ②統計庁長は、統計作成機関の統計作成及び普及に必要な要員と予算が著しく不足していると判断される場合には、統計作成機関の長に必要な要員と予算の確保を勧告することができる。

第8条(統計従事者に対する教育)

- ①統計庁長は、統計従事者の資質向上のために統計に関する教育を実施することができる。
- ②統計作成機関の長は、第1項による教育の実施に積極的に協力しなければならない。
- ③統計庁長は、統計作成機関の長に自主統計教育の実施を勧告することができる。
- ④第1項及び第3項による教育対象者の範囲、教育内容、その他必要な事項は大統領令で定める。

第9条(定期統計品質診断)

- ①統計庁長は、統計の作成及び普及の諸般過程に対して、10年の範囲内で大統領令に定める期間ごとに統計品質診断(以下「定期統計品質診断」という)を実施しなければならない。ただし、作成周期が10年の範囲内で大統領令に定める期間を超える統計の場合には、その統計を作成する年またはその翌年に実施することができる。

②統計庁長は、次の各号の事項が含まれた定期統計品質診断計画を立てて定期統計品質診断を実施する年の2月末日までに統計作成機関の長に知らせなければならない。

1. 定期統計品質診断の対象統計
2. 定期統計品質診断の時期及び方法
3. 定期統計品質診断結果の活用計画
4. その他定期統計品質診断の実施に関して必要な事項

③定期統計品質診断は、第35条による資料提出要求、統計作成機関に対する訪問確認、統計応答者に対する現地確認等の方法で実施する。

④統計庁長は、第10条による随時統計品質診断を実施中であつたり大統領令で定める期間内に実施した統計と、第11条による自己統計品質診断をした統計の内での品質が優秀だと判断される統計に対しては定期統計品質診断を免除することができる。

⑤統計庁長は、定期統計品質診断を完了した時には、その結果を遅滞なく関係統計作成機関の長に知らせなければならない。

⑥定期統計品質診断計画の樹立、定期統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第10条（随時統計品質診断）

①統計庁長は、第11条による自己統計品質診断を実施しなかつたり品質が低下したと信じる相当な理由がある統計に対しては、いつでも統計品質診断(以下「随時統計品質診断」という)を実施することができる。

②統計庁長は、随時統計品質診断を実施する時には当該の統計作成機関にあらかじめ随時統計品質診断の理由・時期及び方法等を知らせなければならない。

③第9条第3項及び第5項は随時統計品質診断に関して準用する。

④随時統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第11条（自己統計品質診断）

①統計作成機関の長は、所管統計に関して毎年統計品質診断(以下「自己統計品質診断」という)を実施しなければならない。ただし、作成周期が1年を超過する統計の場合には、その統計を作成する年またはその次の年に実施することができる。

②統計作成機関の長は、所管統計に対して定期統計品質診断または随時統計品質診断を受けた時には、その年度の自己統計品質診断を実施しないことができる。

③統計作成機関の長は、自己統計品質診断を実施した年の12月31日までにその結果を統計庁長に提出しなければならない。

④自己統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第12条（統計の作成・普及に関する事務に対する改善要求等）

①統計庁長は、定期統計品質診断・随時統計品質診断または自己統計品質診断結果の反映または類似・重複する統計の調整等、統計の信頼性及び統計制度運用の効率性を確保するために必要と認められる場合には、統計作成機関の長に統計作成の中止・変更やその他統計の作成・普及に関する事務の改善を要求することができる。

②統計作成機関の長は、第1項による要求を受けた時には正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

第13条（予算・要員及び技術等の支援）

①統計庁長は、統計の発展のために毎年予算の範囲内で統計作成機関や統計の教育・開発・振興・品質診断または広報に関する事業をする機関等に対してその運営及び事業に必要な経費の一部を支援することができ、必要と認める場合には一定期間要員を支援することができる。

②統計庁長は、統計作成機関の長から統計の作成及び普及に必要な諮問や技術支援の要請を受けた場合には、これに積極的に協力しなければならない。

第14条（国際協力）

統計庁長は、統計の発展のために国際機関・外国政府または外国機関との交流・協力、統計作成技法の共同開発・伝授、外国統計従事者の研修、その他の技術支援等に関する事業を行うことができる。

第3章 統計作成指定機関及び指定統計の指定等

第15条（統計作成指定機関の指定）

①統計庁長は、統計の作成・普及及び利用を促進するために政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される数量的情報を作成していたり作成しようとしている機関等の申請がある場合、当該の機関等を統計作成指定機関として指定することができる。この場合の指定要件は、統計作成組織及び予算、統計作成計画等を考慮して大統領令で定める。

②統計庁長は、政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される数量的情報を作成している機関等が第1項による指定の申請をしない場合には、相当な期間を定めて指定の申請をするように勧告することができる。

③統計作成指定機関の指定の申請、指定の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第16条（統計作成指定機関指定の取消）

①統計庁長は、統計作成指定機関が次の各号の一つに該当する場合には、統計作成指定機関の指定を取り消すことができる。

1. 第12条第2項に違反して統計作成の中止・変更要求その他の統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合
2. 第15条第1項後段による指定要件を満たさなくなった場合
3. 第18条第1項に違反して統計庁長の承認を受けずに新しい統計を作成した場合または統計の作成を中止したり承認を受けた事項を変更した場合
4. 第20条第1項に違反して統計庁長と協議をせずに統計を作成した場合または統計の作成を中止したり協議した事項を変更した場合

5. 第35条第2項に違反して統計庁長の資料提出要求に応じない場合

②統計庁長は、次の各号の一つに該当する場合には、統計作成指定機関の指定を取り消さなければならない。ただし、第2号の場合であって当該の統計作成指定機関の長が新しい統計を作成するための計画を提出する場合には大統領令で定めるところによって取り消しを猶予することができる。

1. 統計作成指定機関の長が、当該統計作成指定機関の指定を取り消すよう申請した場合

2. 第19条による統計作成承認の取り消しによって、統計庁長の承認を受けた所管統計がなくなる場合

③第1項及び第2項による統計作成指定機関指定の取り消しがあった場合、当該の統計作成指定機関が作成している統計に対する第17条の指定または第18条の承認はそれぞれ取り消されたものとみなす。

第17条（指定統計の指定及び指定取消）

①統計庁長は、統計作成機関の長の申請によって政府の各種政策の樹立・評価または他の統計の作成等に広く活用される統計であって次の各号の一に該当する統計を指定統計として指定する。

1. 全国を対象として作成する統計

2. 地域発展のための政策樹立及び評価の基礎資料になる統計

3. 他の統計の母集団資料として活用可能な統計

4. 国際連合等国際機関が勧告する統一された基準及び作成方法によって作成する統計

5. その他指定統計として指定する必要があると統計庁長が認める統計

②統計庁長は、指定統計が第1項による指定要件を備えなくなった場合には、その指定を取り消すことができる。

③統計庁長は、指定統計を指定したり指定統計の指定を取り消した時にはこれを告示しなければならない。

④指定統計指定の手続き及び方法と第3項による告示に含まなければならない事項等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第4章 統計の作成・普及及び利用

第1節 統計の作成

第18条（統計作成の承認）

①統計作成機関の長は、新しい統計を作成しようとする場合にはその名称、種類、目的、調査対象、調査方法、調査事項の性別区分等大統領令で定める事項に関してあらかじめ統計庁長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更したり承認を受けた統計の作成を中止しようとする場合にも同様とする。

②統計庁長は、次の各号の一に該当する場合には第1項による承認をしないことができる。

1. すでに承認を受けた他の統計と調査または報告の対象・目的及び方法等その内容が同一または類似していると認められる場合
 2. 標本規模が過度に小さかったり検証された統計作成技法を使わないため統計の信頼性を確保することができないと認められる場合
 3. 調査または報告の対象または目的等が特定利益集団または特定部門に偏っていたり営利目的で作成される等、公共の利益を目的として作成されるとみることができない場合
- ③統計庁長は第1項による承認をした時にはこれを告示しなければならない。この場合、承認をした統計の名称、統計作成機関の名称等告示に含まなければならない事項は大統領令で定める。

第19条（統計作成承認の取消）

- ①統計庁長は第18条第1項による承認を受けた統計が次の各号の一に該当する場合にはその承認を取り消すことができる。
1. 第12条第2項に違反して統計作成の中止・変更要求や、その他の統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合
 2. 第18条第2項各号の一に該当するようになった場合
 3. 第22条第2項に違反して統計庁長が作成・告示する標準分類によらなかつたり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる基準を適用して統計を作成した場合
 4. 政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析への活用度が低い場合
- ②第1項によって承認が取り消された統計が指定統計である場合には、承認取消と同時に指定統計の指定が取り消されたものとみなす。
- ③統計庁長は第1項によって承認を取り消した時にはこれを告示しなければならない。この場合承認を取り消した統計の名称、統計作成機関の名称等告示に含まなければならない事項は大統領令で定める。

第20条（統計作成の協議）

- ①統計作成機関の長は他の法律の定めるところによって統計を作成する場合、第18条第1項にしたがって承認を受けなければならない事項の内、その法律で定めがない事項に関してはあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。協議を経た事項を変更したり協議を経た統計の作成を中止しようとする場合にも同様とする。
- ②第1項による協議を経た場合には第18条第1項による承認を受けたものとみなす。

第21条（統計作成の勧告）

- ①統計庁長は経済・社会的環境の変化に従って新しい統計を作成する必要がある場合には、関連機関等にこれを勧告することができる。
- ②統計庁長は第1項による勧告にしたがって統計を作成する機関等に対しては、その統計の作成に必要な要員及び技術等を支援することができる。

第22条（標準分類）

①統計庁長は統計作成機関が同一の基準にしたがって統計を作成することができるように国際標準分類を基準として産業、職業、疾病・死因等に関する標準分類を作成・告示しなければならない。この場合、統計庁長はあらかじめ関係機関の長と協議しなければならない。

②統計作成機関の長は、統計を作成する時には統計庁長が第1項によって作成・告示する標準分類に従わなければならない。ただし、統計の作成目的上、不可避免的に標準分類と違う基準を適用しようとする時にはあらかじめ統計庁長の同意を得なければならない。

③統計庁長は標準分類の内容を変更したり要約・抜粋して発刊することにより標準分類の内容が事実と異なって伝達される恐れがあると認められる場合には、その発刊者に対して是正を命ずることができる。

第23条（統計作成に関する協力）

①統計作成機関の長は、第18条第1項または第20条第1項に従って承認を受けたり協議を経た統計を作成するために必要な場合には、関係統計作成機関の長に協力を要請することができる。この場合協力要請を受けた関係統計作成機関の長は、特別な理由がない限りこれに応じなければならない。

②第1項による協力のために必要となった経費は他の法令に特別な規定がある場合を除き協力を要請した機関が負担する。ただし、作成された統計を協力の要請を受けた機関でも活用する場合には、互いに協議して所要経費を分担することができる。

第24条（行政資料の提供）

①中央行政機関の長または地方自治体の長は、統計の作成のために必要な場合には中央行政機関・地方自治体及び次の各号の機関(以下「公共機関」という)の長に行政資料(公共機関が職務上作成・取得して管理している文書・台帳及び図面とデータベース等電算資料をいい、統計資料を除く。以下同じ)の提供を要請することができる。

1. 「公共機関の運営に関する法律」による公共機関(同法施行当時、同法付則第2条によって廃止された「政府投資機関管理基本法」及び「政府傘下機関管理基本法」によって政府投資機関または政府傘下機関として確定された機関に限る)
2. 「地方公企業法」による地方公社及び地方公団
3. 「幼児教育法」・「初・中等教育法」・「高等教育法」その他の法律によって設立された学校
4. 特別法によって設立された特殊法人

②公共機関の長は第1項によって行政資料の提供を要請された場合には、国家機密、個人と企業の重大な秘密の侵害等大統領令で定める正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

③第2項によって行政資料を提供する場合その提供範囲及び方法等に関しては要請機関の長と提供機関の長が協議して決定し、提供機関の長は要請機関の長に行政資料に含まれている個人や法人または団体等の情報を保護するために使用方法・使用部署やその他必要な事項に対して制限をしたり行政資料の安全性確保のために必要な措置(以下「情

報保護措置」という)を講ずるように要請することができる。

④第2項によって公共機関から提供された行政資料は、これを統計作成以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。

⑤行政資料提供機関の長は、要請機関の長が第3項によって要請した情報保護措置をしなかったり第4項に違反した場合には、行政資料の提供を中止または制限することができる。

第25条（資料提出命令）

①中央行政機関の長または地方自治体の長は、指定統計の作成のために必要だと認められる場合には、個人や法人または団体等に関係資料の提出を命ずることができる。

②統計庁長は統計作成指定機関が要請する場合であって指定統計の作成のために必要だと認められる場合には第1項による命令をすることができる。

③第1項及び第2項による資料の提出命令を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

④第1項及び第2項による資料提出命令の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第26条（実地調査）

①統計の作成に関する事務に従事する者は、統計の作成のための調査または確認のために第18条によって統計庁長の承認を受けた事項に関して関係者に関係資料の提出を要求したり質問をすることができる。

②指定統計の作成のための調査または確認において、第1項による関係資料の提出を要求されたり質問を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

③第1項による職務を行う者はその権限を示す証憑を携行し、これを関係人に示さなければならない。

第2節 統計の普及及び利用

第27条（統計の公表）

①統計作成機関の長は、統計を作成した時にはその結果を遅滞なく公表しなければならない。

②統計作成機関の長は、第1項に従って統計を公表する時には統計利用者が統計を正確に利用できるように調査の対象・方法等必要な事項をあわせて公表しなければならない。

③第1項の規定にかかわらず、統計作成機関の長は作成した統計が次の各号の一に該当する場合には統計を公表しないことができる。この場合、あらかじめ統計庁長の承認を受けなければならない。

1. 公表した場合、国家安全保障・秩序維持または公共福利に著しい支障をもたらすと認められる場合
2. 統計の信頼性が低く、その利用によって混乱が引き起こされると認められる場合
3. その他、統計を公表しない必要があると認められる相当な理由がある場合

④統計作成機関の長は、第3項によって公表しない統計について、その理由が消滅したと認められる時には、これを公表しなければならない。この場合あらかじめ統計庁長と協議しなければならない。

⑤統計作成機関の長は、第1項または第4項によって統計を公表した時には遅滞なくその結果を統計庁長に提出しなければならない。

第28条（統計の普及）

①統計作成機関の長は、統計を公表する時には国民が迅速かつ便利に利用できるように統計データベースの構築等必要な措置を講じなければならない。

②統計庁長は、第27条第5項及び第29条第2項によって提出された統計結果と統計刊行物及びその発刊内訳を統計利用者に広く提供できるように統計データベースの構築・連携及び統合等必要な措置を講じなければならない。

③統計庁長は、統計データベースの構築・連携及び統合等のために必要な場合には、統計作成機関が保有するデータベース資料等詳細な統計関連資料を提出するように要求することができる。この場合、要求を受けた統計作成機関の長は、特別な理由がない限りこれに応じなければならない。

第29条（統計刊行物の発刊等）

①統計作成機関の長は、統計の円滑な普及のために統計刊行物（統計及び統計資料を収録した刊行物を言い、電子媒体を利用したものを含む。以下同じ）を直接発刊または販売したり他の機関等に委託して発刊または販売することができる。

②統計作成機関の長は、大統領令で定める統計刊行物を発刊した時には、その統計刊行物及び発刊内訳を遅滞なく統計庁長に提出しなければならない。統計刊行物の名称または内容を変更したり発刊を中止した場合にも同様とする。

第30条（統計資料の提供）

①統計作成機関の長は、統計の作成のために必要な場合には他の統計作成機関に統計資料の提供を要請することができる。この場合要請を受けた統計作成機関の長は特別な理由がない限りこれに応じなければならない。

②統計作成機関の長は、他の統計作成機関の長に第1項に従って統計資料を提供する時には、特定の個人や法人または団体等を識別することができない形態に統計資料を処理した後で提供しなければならない。ただし、他の統計作成機関の長が統計の作成のための訪問調査・電話調査・郵便調査等による標本調査の標本として使うために第1項による要請をする時には、特定の個人や法人または団体等が識別できる形態で統計資料を提供することができる。

③第2項によって統計作成機関から提供された統計資料は、これを提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。

④統計資料の提供方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第31条（統計資料の利用）

- ①特定の対象に関する数量的情報を作成したり学術研究のための目的で統計資料を利用しようとする者は、大統領令で定めるところによって統計作成機関の長に統計資料の提供を申請することができる。
- ②統計作成機関の長は、第1項による申請を受けた時には統計資料の使用目的・内容及び範囲の妥当性を審査して妥当だと判断される場合にはこれを提供しなければならない。この場合、統計作成機関の長は特定の個人や法人または団体等を識別することができない形態に統計資料を処理した後で提供しなければならない。
- ③第2項にもかかわらず、統計作成機関の長は、当該の統計資料を他の資料と対応または連係することによって特定の個人や法人または団体等の識別が可能になる場合には、統計資料を提供しないことができる。
- ④第2項によって統計作成機関から提供された統計資料は、これを提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。
- ⑤統計資料の提供方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第5章 統計応答者の義務及び保護等

第32条（統計応答者の誠実回答義務）

統計応答者は、統計の作成に関する事務に従事する者から統計の作成を目的として質問または資料提出等の要求を受けた時には信頼性ある統計が作成できるように調査事項に対して誠実に回答しなければならない。

第33条（秘密の保護）

- ①統計の作成過程で知った事項であって個人や法人または団体等の秘密に属する事項は保護されなければならない。
- ②統計の作成のために収集された個人や法人または団体等の秘密に属する資料は、統計作成以外の目的に使用してはならない。

第34条（統計従事者等の義務）

統計従事者、統計従事者だった者または統計作成機関から統計作成業務の全部または一部を委託されてその業務に従事していたり過去に従事した者は、職務上知りえた事項を業務以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。

第6章補則

第35条（資料提出要求）

- ①統計庁長は、この法による職務遂行のために必要だと認める場合には、統計作成機関の長に關係資料の提出を要求することができる。
- ②第1項による統計庁長の要求を受けた統計作成機関の長は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

第36条（違反行為の是正要求等）

①統計庁長は、統計作成機関（統計作成指定機関を除く）が第41条第2項各号の一に該当する違反行為をした場合には、当該機関の長にその違反行為の是正を要求することができる。

②統計庁長は、第1項による要求をする時にはその違反行為の再発防止またはその違反行為に関して責任がある関係者に対する問責のために必要だと認められる場合には、その違反行為に関して責任がある統計従事者または関係公務員に対する注意または懲戒処分をあわせて要求することができる。

③第1項及び第2項による要求を受けた統計作成機関の長は、遅滞なくその違反行為の是正またはその違反行為に関して責任がある統計従事者または関係公務員に対する注意または懲戒処分等必要な措置を講じ、その結果を統計庁長に知らせなければならない。

第37条（委任及び委託）

①この法による中央行政機関の長の権限は、その一部を大統領令で定めるところに従って所属機関の長や特別市長・広域市長または道知事（教育監を含む）に委任したり他の行政機関の長または統計作成指定機関に委託することができる。

②統計庁長は、次の各号の一に該当する事務を、大統領令で定めるところに従って所属機関または統計の開発・振興または統計品質診断に関する事業をする機関等に委任または委託することができる。

1. 統計の作成（統計の作成のための調査を含む）及び広報
2. 第8条の統計教育
3. 第9条の定期統計品質診断の実施
4. 第14条の統計作成技法の共同開発・伝授及び外国統計従事者の研修
5. 第31条の統計資料の提供

第38条（罰則適用における公務員擬制）

第29条第1項及び第37条第2項第1号（統計の広報を除く）及び第3号によって委託した業務に従事する機関等の役員・職員は、「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則の適用において公務員とみなす。

第7章 罰則

第39条（罰則）

次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 統計の作成を目的として収集されたり提供（第31条第2項による提供を含む）された個人や法人または団体等の秘密に属する事項をその目的以外の用途に使用したりこれを他の者に提供した者
3. 統計の作成を目的として収集されたり提供（第31条第2項による提供を含む）された個人や法人または団体等の秘密に属する事項を偽計その他の不正な方法によって閲覧したり提供された者

3. 統計作成機関で統計の作成または普及のために収集・保有または管理している調査表等基礎資料を正当な理由なしに変更または抹消したり統計資料を故意的に操作した者。ただし、統計作成機関内部で内容検討手続きまたは統計作成技法によって調査の誤りまたは入力誤り等を修正または変更した者を除く。

第40条（両罰規定）

法人または団体の代表者、個人や法人または団体の代理人・使用人及びその他の従業員が、その個人や法人または団体の業務に関して第39条各号の違反行為をしたときには、行為者を罰する外その個人や法人または団体に対しても同条の罰金刑を科する。

第41条（過料）

①第22条第3項に違反して是正命令を履行しない者は、300万ウォン以下の過料を課する。

②統計作成指定機関が次の各号の一に該当する場合には、200万ウォン以下の過料を課する。

1. 第12条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求その他統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合

2. 第18条第1項に違反して統計庁長の承認を受けずに統計を作成した場合または統計の作成を中止したり承認を受けた事項を変更した場合

3. 第20条第1項に違反して統計庁長と協議をせずに統計を作成した場合または統計の作成を中止したり協議した事項を変更した場合

4. 第22条第2項に違反して統計庁長が作成・告示する標準分類に従わなかったり統計庁長の同意を受けずに標準分類と異なる基準を適用して統計を作成した場合

5. 第27条第1項に違反して統計を公表しなかったり同条第4項に違反して統計庁長と協議をせずに統計を公表した場合

6. 第27条第3項に違反して統計庁長の承認を受けずに統計を公表しなかったり同条第5項に違反して統計庁長に統計結果を提出しない場合

7. 第28条第3項後段に違反して資料を提出しない場合

8. 第35条第2項に違反して資料を提出しない場合

③次の各号の一に該当する者は、100万ウォン以下の過料を課する。

1. 第24条第4項に違反して公共機関から提供された行政資料(秘密に属する事項を除く)を提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供した者

2. 第25条第3項に違反して資料の提出を拒否または妨害したり虚偽の資料を提出した者

3. 第26条第2項に違反して関係資料の提出要求または回答要求を拒否・妨害・忌避したり虚偽の資料提出または回答をした者

4. 第30条第3項または第31条第4項に違反して統計作成機関から提供された統計資料(秘密に属する事項を除く)を提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供した者

5. 第34条に違反して職務上知った事項(秘密に属する事項を除く)を業務以外の目的に使用したり他の者に提供した者

第42条（過料の賦課手続き）

①第41条第1項及び第2項による過料は統計庁長が、同条第3項による過料は中央行政機関の長（同条第3項第3号から第5号までの場合過料処分の対象者が統計作成指定機関の統計の作成に関する事務に携わる者から資料の提出を要求されたり質問を受けた者または統計作成指定機関から統計資料を提供された者または統計作成指定機関の統計従事者、統計従事者だった者または統計作成指定機関から統計の作成の全部または一部を委託されてその業務に従事する者および過去に従事した者である場合には統計庁長）または地方自治体の長（以下「賦課権者」という）が大統領令で定めるところによって賦課・徴収する。

②第1項による過料処分に不服がある者は、その処分の告示を受けた日から30日以内に賦課権者に異議を申し立てることができる。

③第1項によって過料の処分を受けた者が第2項によって異議を申し立てた時には賦課権者は遅滞なく管轄法院にその事実を知らせなければならず、その通報を受けた管轄法院は「非訟事件手続法」による過料裁判を行う。

④第2項による期間内に異議を申し立てなかったにもかかわらず過料を納めない時には、国税または地方税滞納処分の例によって徴収する。

付則（以下略）